

いちのみや中央プラザ体育館 アリーナ部分

ネーミングライツの募集



はじめに

一宮市では、施設の有効活用により新たな財源を確保し施設の継続的な維持・運営を図るとともに、スポーツの振興に資するため、「いちのみや中央プラザ」のアリーナ部分へのネーミングライツ（命名権）事業を導入しております。

ネーミングライツとは、契約により公共の施設等に名称として「団体名」、「商品名」等を付与する権利を得る代わりに、スポンサーからその対価を得て、施設の運営に資する方法です。

ネーミングライツを、官民協働による地域活性化への取り組みとしてとらえ、いちのみや中央プラザのアリーナの安定的な運営基盤を確保するとともに、屋内スポーツ施設の拠点として多くの方々にご利用いただき、スポーツの振興を図ってまいりたいと考えております。

皆様には、この機会にぜひネーミングライツの活用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

施設概要

名 称	いちのみや中央プラザ体育館
位 置	一宮市野口 1 丁目 6 番 2 2 号
概 要	

施 設	面 積、収容人数等
いちのみや 中央プラザ	建築面積 2, 9 8 9. 4 4 m ² 延床面積 6, 1 7 1. 0 3 m ² (1 階 2, 8 3 2. 7 3 m ² 、2 階 2, 7 7 5. 1 4 m ² 、3 階 5 6 3. 1 6 m ²) 主体構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
体育館 (2 階、3 階)	アリーナ面積 1, 7 0 0 m ² ・バスケットボール 2 面 ・テニス 2 面 ・バレーボール（9 人制） 3 面 ・バレーボール（6 人制） 3 面 ・バドミントン 1 0 面 ・卓球台 2 4 台 観客席 1 9 2 席
	その他 大会控室、第 1 ～ 4 会議室、器具庫 1 ・ 2、救護室、更衣室（男・女）ほか
1 階	神山公民館、神山いきいきセンター

※いちのみや中央プラザは1階部分に「神山公民館」と「神山いきいきセンター」、2階・3階に「体育館」が入った複合施設となっております。

【体 育 館】

休 館 日 月曜日(休日を除く)、休日の翌日(土曜日、日曜日又は休日に当たる日を除く)、
12月29日から1月3日まで

使用時間 午前9時から午後9時まで

貸出単位 アリーナ・・・2分の1面2時間を1単位とする。

会議室・・・1室2時間を1貸出単位とする。

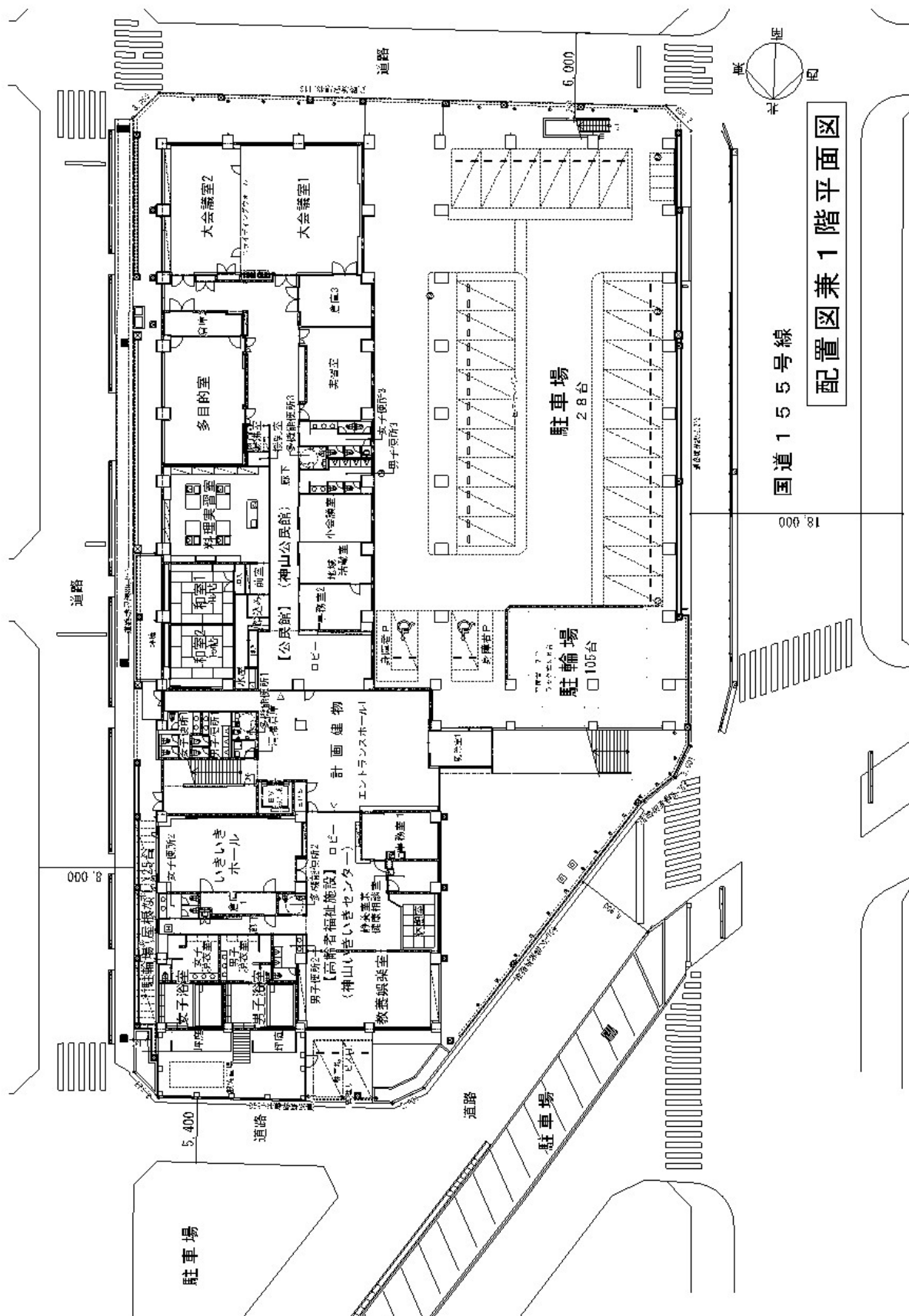
交通アクセス

公共交通機関

鉄道	J R名古屋駅からJ R尾張一宮駅まで約15分	} 一宮駅から 徒歩約10分
	J R岐阜駅からJ R尾張一宮駅まで約10分	
	名鉄名古屋駅から名鉄一宮駅まで約20分	
	名鉄岐阜駅から名鉄一宮駅まで約15分	

車によるアクセス 東海北陸自動車道・一宮西インターから約7分

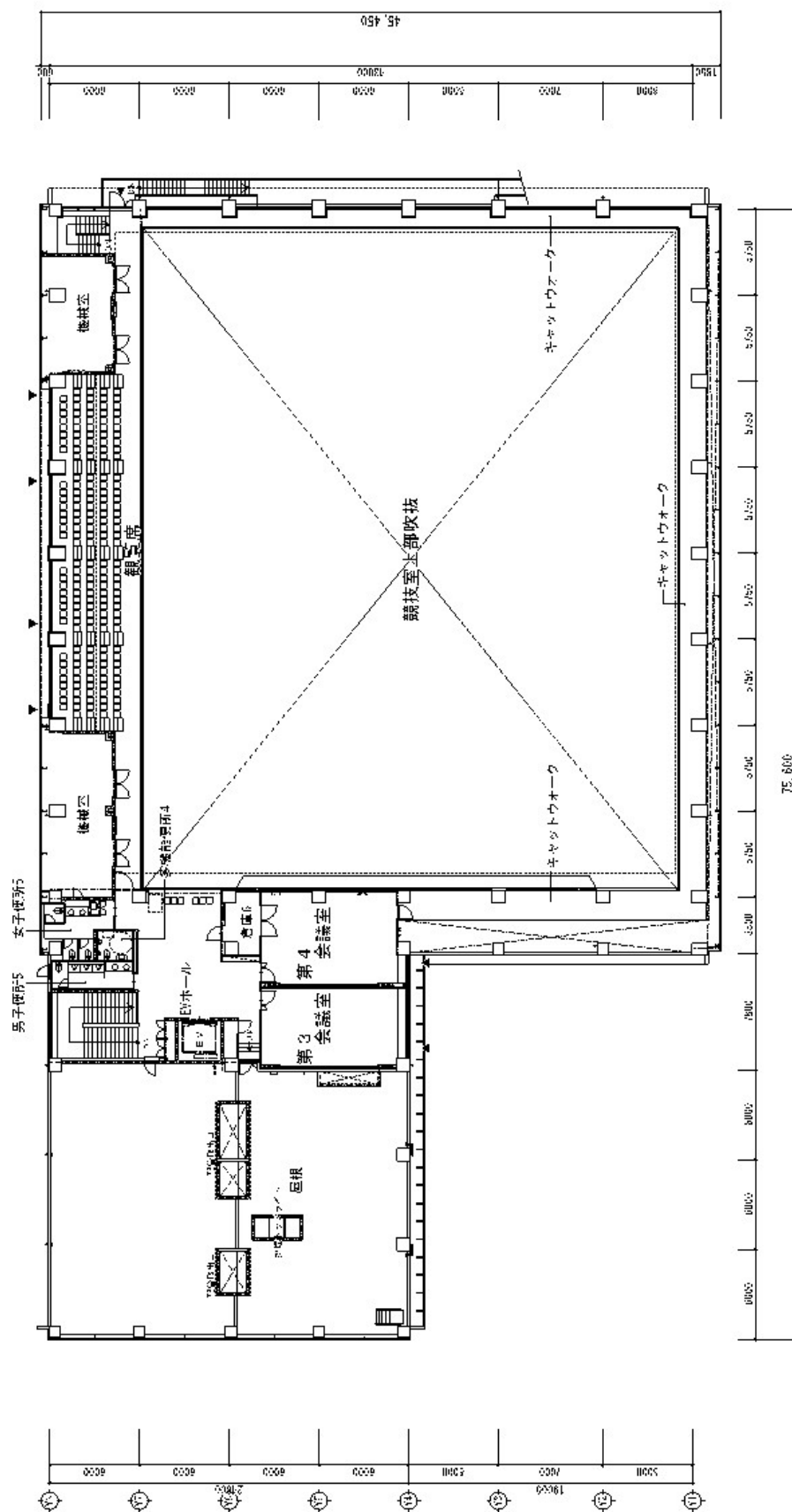




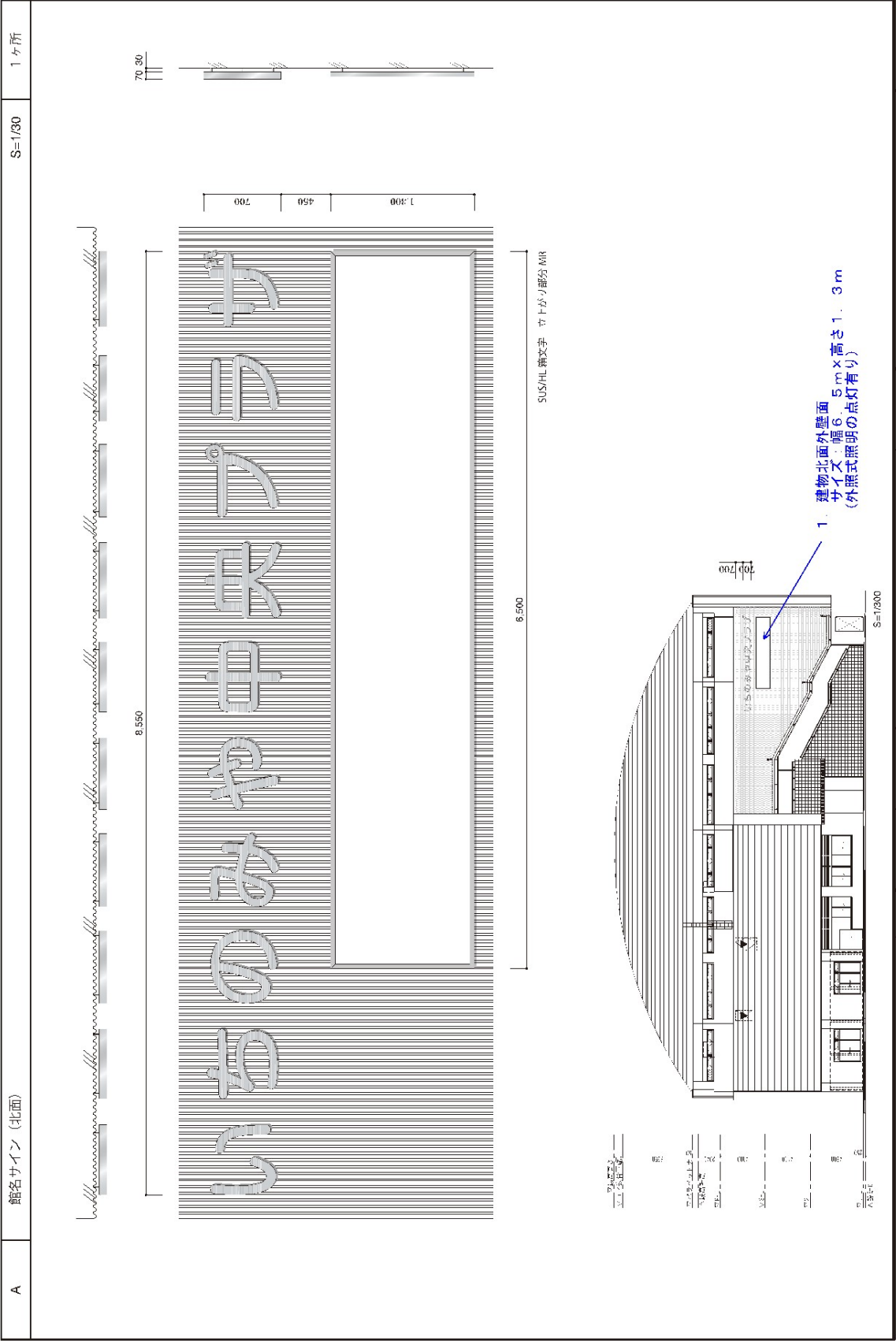
配置図兼1階平面図

国道155号線





3 階 平 面 図



No.	Title	Scale	Check	Date
	(仮称) 体育館等複合施設建設工事 サイン図			

いちのみや中央プラザ体育館（アリーナ部分）

ネーミングライツ（命名権）募集要項

- ・ いちのみや中央プラザ体育館の内、「アリーナ部分」のネーミングライツのスポンサーを募集します。
- ・ ネーミングライツの期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年とします。ただし、下記の「◎ネーミングライツによる権利」○施設へのサイン掲示（建物北面外壁面、建物西面外壁面、アリーナ内横断幕、館内案内掲示）に関しては令和6年4月8日から令和11年3月26日までとします。また、掲示開始時期については、協議により変更することも可能とします。

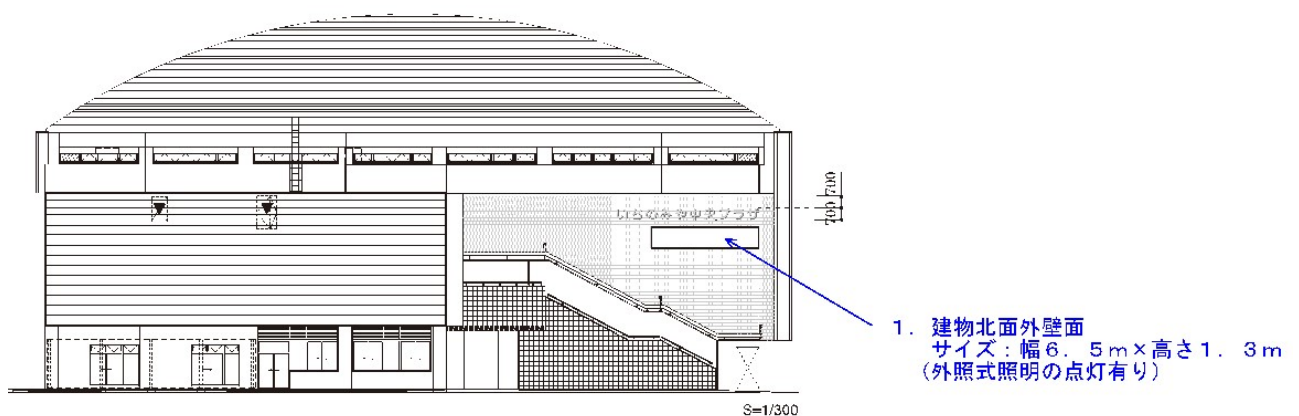
◎ネーミングライツによる権利

○施設へのサイン掲示

位 置

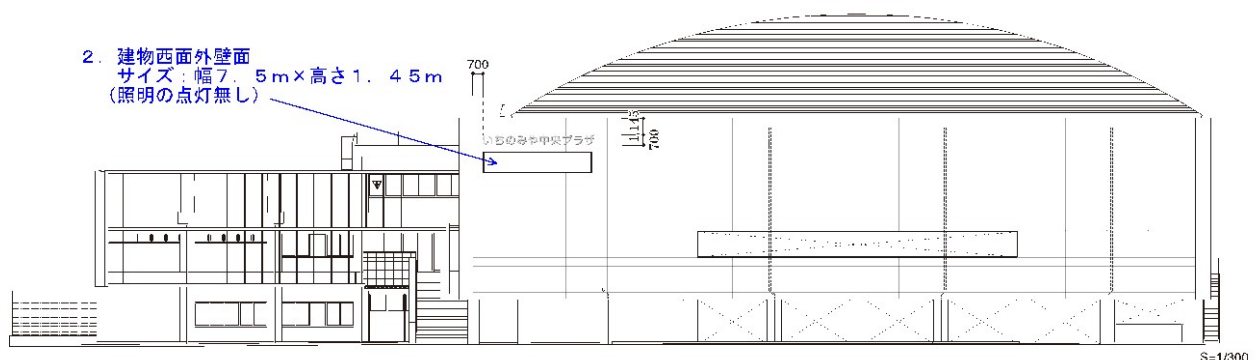
- 1、建物北面外壁面（横幅 6.5m×縦幅 1.3m）※別紙サイン図参照

《例》 ○ ○ ○ ○ ア リ ー ナ



- 2、建物西面外壁面（横幅 7.5m×縦幅 1.45m）※別紙サイン図参照

《例》 ○ ○ ○ ○ ア リ ー ナ



3、アリーナ内横断幕 2か所（アリーナ外周の手すり部分に設置）

（横幅 7.0m×縦幅 1.0m）

《例》 ○ ○ ○ ○ ア リ ー ナ



4、館内案内表示

館内に9箇所設置される案内表示の「アリーナ」表記のサイン変更。

《例》 ○ ○ ○ ○ ア リ ー ナ

※別紙、平面図及びサイン詳細図を参照。

○印刷物等

- ・ 一宮市（指定管理者を含む。以下同じ）が発行する印刷物（広報、施設案内パンフレット等）への施設名称表示
- ・ 一宮市のウェブサイト内の施設案内への施設名称表示

◎命名権料

最低金額（消費税を含む）

1年につき150万円以上、5年合計750万円以上

◎命名条件

「いちのみや中央プラザ体育館」施設の内、アリーナ部分の名称を募集するものです。名称には「アリーナ」という言葉を入れることとします。（例「〇〇〇〇アリーナ」）名称は、命名権者の名称、事業等にちなむ言葉で、10音節以内（「アリーナ」は除く）とします。

例 ①尾西信金（アリーナ）

ビ・サ・イ・シン・キン（アリーナ）の5音節

②中央プラザ（アリーナ）

チュ・ウ・オ・ウ・プ・ラ・ザ（アリーナ）の7音節

説明 母音1つにつき、1音節とする。そのため、「チュ」や「シン」は1音節となる。また、長音記号は音節に含まないため、「アリーナ」を仮に音節と数えると、3音節となる。

なお、次に掲げるものについては、不適切なものとして使用を認めないこととします。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないもの

オ 政治性のあるもの又は宗教性のあるもの

カ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

キ 個人の氏名

ク その他、一宮市が不適切と認めるもの

◎費用負担、作成・掲示・撤去手続き

ネーミングライツ事業に伴う費用（維持管理含む）の負担、表示板等の作成・掲示・撤去手続きは、下記のとおりとします。

ア 施設へのサイン掲示

- ・ 屋外サイン及び屋内サイン・・・募集要項内に示された位置についてはスポンサー負担。また、建物北、西外壁面のサインについて、表示板作成（下地のボード）もスポンサー負担とします。

- ・ 上記以外に希望される場合は、掲示の可否について協議し、可能な場合についてはスポンサー負担
 - イ 一宮市が発行する印刷物（広報、施設案内パンフレット等）、及びウェブサイト等への施設名掲示・・・一宮市負担
 - ウ サイン撤去費用・・・スポンサー負担。撤去期日を過ぎても撤去が完了しない場合は、市が代わりに撤去することを可能とし、その費用をスポンサーに請求することになります。また、契約終了日までに撤去できなかった場合、それに伴う損害金はスポンサー負担となります。
- * 表示看板等のデザインは一宮市と協議すること。
 - * 表示看板等の掲示方法又は撤去方法は一宮市の指示に従うこと。
 - * 表示看板等の掲示、撤去は体育館施設の休館日に行うこと。

◎応募資格

今回の公募は法人を対象とします。

ただし、次に掲げる者については、不適切な者として対象外とします。

- ア 応募期間内において公共団体から入札参加資格停止措置を受けている者
- イ 市税を滞納している者
- ウ 財務状況が不安定で契約期間中のネーミングライツ料の支払能力が十分認められない者
- エ 民事再生法又は会社更生法による再建中又は更生手続開始の決定を受けた者
- オ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団の構成員等である者
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- キ 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業を営む者
- ク その他、一宮市が不適切と認める者

◎応募期間

応募期間は、令和5年10月25日（水）から令和5年11月24日（金）までとします。

◎応募方法

規定の申込書に必要書類を添付のうえ以下の書類を、一宮市活力創造部指定管理課へ執務時間内に直接窓口へ申込み下さい。

ただし、応募期間最終日（令和5年11月24日）については、午後5時までとします。

- ア 申込書（様式１）
- イ 誓約書（様式２）
- ウ 外壁サインのデザイン案（様式３）
- エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- オ 法人市民税の納付証明書（直近１年分）
- カ 決算書（直近から過去３年分）
- キ 勘定科目内訳明細書（直近から過去３年分）
- ク 法人税申告書（直近から過去３年分）
- ケ 地域貢献した事が分かる書類（具体的な内容）（直近から過去３年分）
- コ 印鑑証明書
- サ 会社概要

※ケについてはある場合のみ提出して下さい。

◎応募の取下げ

応募者は、優先交渉権者の決定までの間、応募の取下げをすることができるものとします。

◎選定方法

応募期間終了後、一宮市活力創造部ネーミングライツ（命名権）選定委員会において、名称案、応募金額、地域貢献度、外壁サインのデザイン性、その他の要素を総合的に判断し、優先交渉権候補者を選定します。

この結果については、応募者全員にお知らせします。

また、候補者選定後、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することができないものとします。

◎契約の締結

契約締結前に看板設置方法や表記の字体等の協議を行います。名称は提案時のものを使用しますが、一宮市において管理上支障が認められる場合は、協議の上、名称の修正を行うことができることとします。

なお、命名権者を決定した後に、応募資格を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により体育施設のイメージが損なわれるおそれがあるときなど、命名権者として適当でないと認められるときは、一宮市は、命名権者の決定の取消し又は契約の解除をすることができることとします。この場合であっても、サイン撤去にかかる費用は命名権者の負担とします。

◎契約更新時の優先

契約した命名権者は、次回契約更新時には、優先的に交渉することができます。

◎お申し込み・お問い合わせ先

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市活力創造部 指定管理課

TEL : 0586-85-7080 (直通)

FAX : 0586-73-9135

E mail : k-shitei@city.ichinomiya.lg.jp